



今回は、「知財立国」における主な知財関係立法の到達点をレジュメ風に確認してみよう。

平成一四年二月四日、第一五四回国会、小泉首相の「知財立国」施政方針演説。

知的財産戦略会議設置。¹ 知的財産戦略大綱²（同年七月三日）。^{（注一）}
知的財産基本法制定（同年一月二七日成立、翌月四日公布、翌年三月一日施行）。

平成一五年三月一日、知的財産戦略本部設置。³ 知的財産推進計画⁴（同年七月八日決定）。

平成一五年、知的財産関連六法知的財産基本法制定後第一弾の法律

改正） 民事訴訟法の一部を改正する法律（管轄裁判所の集中化等）、
関税率法の一部を改正する法律（水際措置の拡大）、著作権法の一部を改正する法律（映像コンテンツ保護強化等）、
種苗法の一部を改正する法律（侵害罪罰則強化）、
不正競争防止法の一部を改正する法律（営業秘密侵害の刑事的保護等）
^{（注二）}、特許法等の一部を改正する法律（特許関連料金制度の見直し、特許審判等紛争処理制度の改革、国際的権利取得の円滑化等）。

平成一六年の知的財産関連法律改正の動き^{（注三）}
1 知的財産高等裁判所設置法案
知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実および迅速化を図るため、知的財産に関する事件を専門的に取り扱う知的財産高等裁判所を設置。東京高等裁判所に、知的財産高等裁判所を設け、東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、知的財産に関する事件を取り扱う。知的財産高等裁判所が司法行政事務を行うのは、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議により、知的財産高等裁判所長がこれを総括する。知的財産高等裁判所事務局を置く。

2 裁判所法等の一部を改正する法律案
2-1 知的財産に関する事件における裁判所調査官の権限の拡大および明確化（裁判所の専門的処理体制の一層の強化）
裁判所調査官が、期日等において当事者に対する釈明や証人等に対する発問を行い、裁判官に対して意見を述べる等の権限を有する旨の規定等を設ける。
2-2 知的財産の侵害に係る訴訟の審理における営業秘密の保護の強化および侵害行為の立証の容易化
秘密保持命令の導入（裁判所は当事者等に対し、準備書面または証拠に含まれる営業秘密を訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、または開示してはならない旨を命ずることができる旨の規定等を設ける）、書類提出義務の有無に関する非公開審理手続の整備（裁判所は、書類提出命令の審理に当たり、書類の提出を拒む正当な理由があるかどうかについて意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等に対し、当該書類を開示することができる旨の規定等を設け、インカメラ手続の透明性確保）、営業秘密が問題となる訴訟における公開停止の要件・手続の規定（特許権等の侵害訴訟において、侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて営業秘密に該当するものにつき当事者等が当事者本人または証人等として尋問を受ける場合について、憲法の認める範囲内で公開停止の要件・手続を明確に規定する）。

2-3 特許権等の侵害に係る訴訟と特許等の無効の審判との関係の整理等
特許権等の侵害訴訟等において、特許等が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者等は相手方に対しその権利を行使することができない旨の規定等を設ける。特許庁長官は裁判所に対し、侵害訴訟等の訴訟記録のうち審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができる旨の規定等を設ける（侵害訴訟と無効審判の連携の強化）。

3 特許審査迅速化法案

「知財立国」の実現を図るべく、特許審査の迅速化などに必要な立法措置を講ずる。審査処理の促進、出願・審査請求行動の適正化、特許審査迅速化に必要な基盤整備・強化。また、職務発明にかかる規定を整備^{（注四）}。

このように、制度は揃つたので、次はこれらを活用する必要がある。なお、五月二七日に新しい知財推進計画が示された。

^{（注一）} 本誌三九頁参照。
^{（注二）} 本誌五〇頁参照。
^{（注三）} 現在通常国会第一五九回で審議中。他に知財信託を認める信託業法改正、レトリード輸入権を創設する著作権法改正等。およびの条文等は以下のアドレス
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sinoui/nouan/index.html>
^{（注四）} 本誌八三頁参照。なお、の条文等は以下のアドレス
<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0004945/040210patent.pdf>

「知財立国」関係立法到達点の確認